様式１

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処分の名称		高架の工作物内に設ける建築物等の高さに関する制限の適用除外認定
根拠条例･規則等名		建築基準法(昭和２５年法律第２０１号)
条項		第５７条第１項
所管部課		建設局 建築行政部 建築行政課(048-829-1533)
審査基準	基準（未設定の場合はその理由）	設定できません。 (処分先例がないか、稀であるもの又は当面申請が見込まれないものであって、法令の定め以上に具体化することが困難)
	設定等年月日	平成１３年５月１日設定　平成　　年　　月　　日最終改正
標準処理期間	期間（未設定の場合はその理由）	３０日
	設定等年月日	平成１３年５月１日設定　平成　　年　　月　　日最終改正
備考		